

栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety Commission

令和7年5月・6月の活動状況

【春の警察功労勲章伝達式】

5月8日（木）、蓬田勝美委員長は、栃木県警察本部において開催された春の警察功労勲章伝達式に出席し、公安委員会を代表して祝辞を述べました。



【安全運転管理者等表彰式】

5月16日（金）、佐藤千鶴子委員は、宇都宮市文化会館で開催された令和7年度安全運転管理者等表彰式に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べました。



【栃木県警察剣道大会】

5月22日（木）、大森亮一委員は、ユウケイ武道館で実施された第71回栃木県警察剣道大会に出席し、公安委員会を代表して挨拶を述べるとともに、試合を視察しました。



【少年指導委員会との意見交換会】

5月28日（水）、蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員は、栃木県警察本部において行われた少年指導委員会との意見交換会に参加し、少年指導委員から経験談を交えた活動状況の説明を受け、様々な啓発活動や支援に対する意見交換を行いました。



【留置施設視察委員任命式】

6月4日（水）、蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員は、栃木県警察本部において開催された留置施設視察委員任命式に出席し、蓬田勝美委員長が辞令を交付するとともに、公安委員会を代表して挨拶を述べました。



【警察学校訓育】

6月4日（水）、大森亮一委員は、警察学校において初任科生に対し、これまでの人生経験を通じて得た教訓について訓育を行いました。



【警察署協議会視察】

6月27日（金）、佐藤千鶴子委員は、今市警察署を訪問し勤務員を激励するとともに、同日開催された今市警察署協議会を視察しました。



公安委員の声

公安委員の役割について

栃木県公安委員会 委員長 蓬田 勝美

今回、県民の皆様には公安委員会の活動をより良くご理解頂くことを目的として、ホームページに委員による自由な形式のコラムを掲載することとさせて頂くこととなりました。コラムにつきましては、個人の意見や考え方などが反映されることであろうと思います。そのような場合、その意見等については、ご反論等もあるかとも思います。時として説明不足ということもあろうかとも思います。しかし、そのような場合であっても、まずは委員がどのようにしてその職責を果たそうとしているのか、という観点から、委員の苦悩や真意を読み取って、お読み頂ければ何よりのことと存じます。

初回のコラムとなる今回は、私が公安委員として公安委員会の会議等の際に常々悩んでいる点を2点ほどご紹介したいと思います。

まず、第1の点は、警察と公安委員会との関係についてです。

公安委員会の役割については、「管内における事件、事故及び災害の発生状況と警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場合等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理」する、と説明されるのが一般的です。この「管理」するというのが一つの悩みになります。

「管理」というと、指導監督のようなイメージになります。しかし、実際に公安委員として関与してみると、実体はそれだけではないように思います。叱咤、激励、称揚、感謝、共感等というような多くの要素が含まれているようにも思います。同じ価値観にはならず、警察の価値観にも配慮しつつ、自らの意見を述べるということが管理には必要のように感じています。その点で、「管理」と「監督」とは違っているように思っています。

また、警察の役割は刑事司法に限定されたものではありません。行政的な分野にも及びますし、犯罪の抑止等というような活動も含まれます。最近では、自然災害における対応も重要な役割ですし、犯罪被害者の支援という役割も期待されております。このような多種多様な活動を「監督」ということだけで「管理」しているということにはならない、と思われます。どのようなことについて、どのような「管理」が要請されるのか、悩ましい問題と考えております。

第2の点は、県民の声を警察に反映させるという場合の「県民の声」の内容です。

「声」には、報道や出版、最近では、SNS等で公表され、表明される意見等があります。これらは、ある程度、その内容を把握することは可能のように思います。しかし、その意見等がいくつかに分かれ内容的に相反するような場合、「声」とはどのような意見を言うのでしょうか。

また、昔から「声なき声」という言葉があります。このような「声なき声」とは存在するのでしょうか。一般的には公表されていないので声としては把握できません。しかし、実生活の中では「声なき声」は存在するというのが実感ではないのでしょうか。一定の意見が存在し、表明こそされないものの、一定の行動がなされると直ちに賞賛したり反対に批判されたりすることは現に体験することではないのでしょうか。では、その場合の「声」の内容はどのようなことなのでしょうか。一定の行動がなされる前にそのような声の内容を把握することはできるのでしょうか。

公安委員として警察に対し意見や見解を表明する場合、それは個人的な意見ではなく、可能な限り県民の声を代弁することが要求されるものと思います。しかし、その「声」の内容を把握するには、個人として十分な能力がないという問題は勿論ですが、以上のような問題があり、大きな限界があるというのが実感です。私としては、当面は、自らの知見と良心、それに法律やその趣旨に鑑みて考えるということではないかと考えております。

以上、拙い意見を述べさせて頂きました。少しでも公安委員の役割についてお考え頂ける機会となれば幸いです。

以 上

掲載内容に関するご意見等がございましたら、
下記までお問合せ願います。

警務部総務課（公安委員会補佐室）
〒320-8510 宇都宮市塙田1-1-20 警察本部庁舎
電話番号：028-621-0110（代表）